法律の現場から 103

相続税が改正されます

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

2015年1月1日より、相続税法が改正されます。これまで、相続税の基礎控除として、5000万円＋（法定相続人の数×1000万円）と決まっていたので、5000万円以上の財産がなければ課税されなかったのが、基礎控除額が3000万円＋（法定相続人の数×600万円）と大幅に引き下げられます。そのため、預金等がなくても、不動産などがあるだけで相続税を納付しなければならない場合もあります。相続は、いずれ直面する問題ですので、賢く節税をするためにも弁護士、税理士にご相談をされることをお勧めします。